

第3次田原市地域公共交通戦略計画(案)について【概要版】

将来像・目標

※ 赤字部分は、現計画からの主な変更点

◆ 将来像

① 将来像

『だれもが安心して移動できるまち』

都市間、市街地間、集落から市街地、市街地内の移動を安心してできるよう、公共交通ネットワークの確保・維持・改善を図り、将来像「だれもが安心して移動できるまち」の実現を目指します。

② 将来像を実現するための取組姿勢

協働で“つくり・守り・育てる”公共交通網

市民・地域・事業者等がそれぞれ役割分担しながら、協働で取り組みます。

◆ 公共交通の目標

まちづくりの基盤となる公共交通の確立を目指して、「全体目標」と「3つの実現目標」を定めます。

① 全体の目標

まちづくりの基盤となる公共交通の確立

② 実現目標

1：多様な移動ニーズに対応する公共交通の実現

【対応課題】

移動の安全性向上 ⇒ マイカー移動における高齢者事故、災害対応の向上

移動手段の選択肢拡大 ⇒ 移動手段充実、公共交通確保・維持・公共交通不便地域解消等

2：まちづくりを促進し、まちの魅力を高める公共交通の実現

【対応課題】

将来人口の減少幅の縮小・交流拡大 ⇒ 将来人口の減少幅の縮小・交流人口、関係人口の増加

都市形成推進・都市機能維持向上 ⇒ 市街地機能の集積、集落部生活機能の低下抑制

地域課題の解消 ⇒ 高齢福祉・環境共生・教育・防災対策等の推進

地域活力の向上 ⇒ 観光・商業等地域産業・地域活動等の活性化

3：市民の幸福に貢献する公共交通の実現

【対応課題】

潤い豊かな暮らしの実現 ⇒ 公共交通による潤い豊かな生活の実現

◆ 目標年次

令和6年度～令和15年（2033年）度

◆ 達成目標

■公共交通に関する目標として、以下の達成目標（長期）を設定して評価します。

また、市内公共交通利用者実績の達成目標を設定する上で交通モード毎に、達成目標（長期）も設定して評価します。

評価項目	達成目標		評価方法
市内公共交通利用者実績	126万人 ※R4年：集計値	→ 維持（増加） ※R15年：148万人	数値評価 ※総合計画目標値

■バス車両のぐるりんバスについては、片道の1便当たりの乗車人数の達成目標を5.0人以上とします。ワゴン車両については、1便当たりの乗車人数の達成目標を3.0人とします。

路線名	運行車両	達成目標	評価方法
童浦線	ぐるりんバス	1便当たりの乗車人数 5.0人以上 ※乗降データから毎年計測	数値評価
サンテパーク線			
表浜線・中山線	ぐるりんミニバス (ワゴン車両9人乗り)	1便当たりの乗車人数 3.0人以上 ※乗降データから毎年計測	

■田原市ぐるりんバス全体の収支率10%を達成目標に設定します。

評価項目	達成目標		評価方法
田原市ぐるりんバス収支率	10.5% ※R4年：集計値	→ 10%以上 ※実績から毎年計測	数値評価

■政策交通である市街地線についても、達成目標を設定します。

路線名	運行車両	達成目標	備考
市街地線（政策交通）	ぐるりんバス（循環線）	1便当たりの乗車人数 5.0人以上 ※乗降データから毎年計測	数値評価

■この他、持続可能な公共交通を維持するため、物価高騰等による経費上昇を考慮しながら、市内公共交通利用者実績を達成することより、路線バス運行支援及びぐるりんバス運行委託に係る市の財政負担額の抑制を達成目標として掲げます。

評価項目	達成目標		評価方法
路線バス及びぐるりんバスに係る市の財政負担額	191,908千円 ※R4年：普通会計決算から整理	→ 185,000千円	数値評価

◆ 総合確保方針（公共交通の役割の明確化）

本市の公共交通網は、「幹線乗合交通」を基軸とし、その範囲外を「コミュニティ乗合交通」「有償パーソナル交通」「政策交通」が順次補完（役割分担・連携）し、更にこれらを企業送迎・助け合い活動が補うことで市民等の移動を確保します。

将来像、取組姿勢、公共交通の目標を実現するため、次に掲げる4つの確保方針により、移動手段の役割分担・連携を進めます。

● 確保方針1：『移動手段における役割分担と連携による公共交通の確保』

- ・まちづくり施策の展開や市民・来訪者の移動ニーズに対して、マイカー・公共交通・企業送迎等移動手段の役割分担・連携（補完関係）を整理したうえで、公共交通を確保します。
- ・移動における公共交通の役割を踏まえ、公共交通における役割分担と連携により、効果的に市内全域に及ぶ公共交通網を構築します。

● 確保方針2：『広域的なまちづくりと連動した公共交通機能の向上』

- ・都市規模に応じた都市機能の分担などまちづくりの広域性や生活圏・行動圏の拡大を念頭に、行政・交通事業者の広域的な事業展開・連携を踏まえて公共交通機能を向上します。
- ・田原市の観光振興に寄与する施設等へのアクセスに配慮した公共交通ネットワークを構築します。

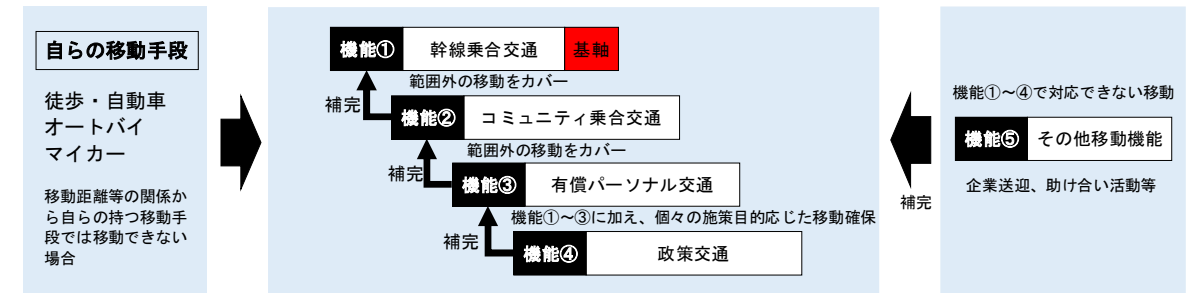
● 確保方針3：『交通結節点の機能充実による公共交通網の連携円滑化』

- ・各公共交通が円滑に連携し、公共交通網全体の機能性を向上させるため、交通結節点となる駅・バス停の機能を充実します。

● 確保方針4：『運行水準・運賃等の適正化による公共交通網全体の機能性の向上』

- ・各公共交通の役割に応じた運行水準（路線・便数）、運賃・サービス等を最適化することで公共交通網全体の機能性を向上します。

公共交通網形成概念図



- 幹線乗合交通（渥美線、伊良湖本線・支線、伊勢湾フェリー、名鉄海上観光船等）
- コミュニティ乗合交通（田原市ぐるりんバス）
- 有償パーソナル交通（タクシー、福祉有償運送、貸切バス等）
- 政策交通（市街地循環バス、スクールバス等）
- その他移動機能（企業送迎・助け合い移動）

◆ 総合取組方針（取り組み方・主体の明確化）

市民・地域・事業者・行政等が協働しながら、運行内容・利用環境等の改善による公共交通の利便性・有効性の向上を図ります。市が取りまとめ役となって、行政（国・県・市）・交通事業者・地域・市民等がそれぞれの役割を分担・連携する協働体制を構築します。

将来像、取組姿勢、公共交通の目標を実現するため、次に掲げる10の取組方針により、公共交通確保の取り組み方・主体の明確化を進めます。

① 有益性・利便性向上による利用増加

- 取組方針1：『公共交通の有益性・利便性・快適性の向上』
- 取組方針2：『中心的利用者の対応充実と新規利用のきっかけづくり』
- 取組方針3：『交通DX・GXの推進による利便性の向上及び環境負荷の軽減』

② まちづくり施策と公共交通の連携強化

- 取組方針4：『都市形成・地域活性化・高齢化等のまちづくり施策への貢献』
- 取組方針5：『モビリティ・マネジメントの推進』
- 取組方針6：『環境にやさしく潤いのあるライフスタイル実現への貢献』

③ 移動確保経費の最適化による運行持続性の向上

- 取組方針7：『公共交通運行収支改善による持続性の向上』
- 取組方針8：『行政の公共交通確保経費の費用対効果の向上』

④ 協働体制の構築・各役割の明確化

- 取組方針9：『市民・行政・事業者等による公共交通確保協働体制の構築』
- 取組方針10：『各主体の役割の明確化による総合的な取組・共通課題対応の推進』

◆ 重点施策の設定

将来像、取組姿勢、公共交通の目標を実現するため、本計画において次に掲げる12の重点施策により、公共交通確保の具体的な取組を進めます。

① 現状の公共交通ネットワーク機能の確保・維持・改善の実施及び今後の人口減少を見据えた運行形態の調査の実施

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）
- イ. 路線バスの維持が困難になった場合を想定した新しい交通モード等の検討
- ウ. ぐるりんバスにおける利用者ニーズに合わせたバス停設置
- エ. ぐるりんバスにおけるデマンド運行等の新たな運行システム導入調査の実施

② 伊良湖支線の維持等に向けての取組

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）【再掲】
- イ. 路線バスの維持が困難になった場合を想定した新しい交通モード等の検討【再掲】
- ウ. 路線バス定期保有者のコミュニティバス乗り継ぎ割引の検討
- エ. 路線バスへのサイクルラック導入
- オ. 高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施
- カ. 伊良湖支線の存続等のため、地域住民等と意見交換の実施

③ 広域的な幹線路線と市内の幹線路線・地域内路線との乗継機能を強化

- ア. 路線バス定期保有者のコミュニティバス乗り継ぎ割引の検討【再掲】
- イ. ぐるりんバスのダイヤ改正の実施
- ウ. 交通モードを超えた乗継時間等の調整

④ 公共交通と自転車が連携した移動手段の充実

- ア. サイクリストの公共交通機関への乗車誘導の実施
- イ. 路線バスへのサイクルラック導入【再掲】

⑤ 外国人住民等に対する公共交通利用促進の充実

- ア. ヒアリング等を通じた利用意向調査や利用促進施策の実施
- イ. 標識や冊子等のやさしい日本語・多言語化の実施

⑥ 高齢者や高校生に対する公共交通利用促進の充実

- ア. 高齢者等への新たな利用促進策や支援策の実施
- イ. 高齢者等のぐるりんバスの運賃改定の検討
- ウ. 高齢者に対して、バスの乗り方教室等の実施
- エ. 高校生の通学定期補助の利用実態の分析等の実施【再掲】

⑦ 田原地域の夜間帯や赤羽根・渥美地域におけるタクシー等の輸送量不足の解消

- ア. 地域の助け合いによる乗合タクシーやサブスクリプションサービスやデマンド交通等の導入調査の実施

⑧ コミュニティ協議会・行政・運行事業者の連携による公共交通利用促進の強化

- ア. 伊良湖支線の存続等のため、地域住民等と意見交換の実施【再掲】

⑨ 観光資源を活用した公共交通利用促進の充実

- ア. 観光資源と公共交通を連動させた施策やPRの実施
- イ. 東三河等の広域での一体的な施策やPRの実施
- ウ. 二次交通の充実

⑩ DX及びGXを念頭においた施策の実施

- ア. EV車両やFC車両等の導入の検討
- イ. 東三河 MaaS の検討
- ウ. 路線バス・ぐるりんバス等のIC決済導入

⑪ 特に福江地域の市街地活性化の観点から、目的地と連携した公共交通網の実現

- ア. 路線バスの買い物等の利便性の高い目的地への延伸の検討（伊良湖支線 保美から古田）【再掲】

⑫ 国の新たな支援制度の活用を検討及び国等の関係機関に対し支援拡充の要望

- ア. エリア一括協定運行事業等の支援策の活用検討
- イ. 路線バス等の補助要件緩和・運賃の利用者負担低減策・運転手不足解消策・物価高騰対策等、事案を整理し、市単独では対応が困難な事案について、国等に支援拡充等の要望を検討

田原市地域公共交通形成方針の展開

将来像	だれもが安心して移動できるまち
取組姿勢	協働で“つくり・守り・育てる”公共交通網
計画の区域	田原市全域
目標年度	令和15年(2033年)度

公共交通の目標

全体目標：まちづくりの基盤となる公共交通の確立

- 実現目標1** 多様な移動ニーズに対応する公共交通の実現
- 実現目標2** まちづくりを促進し、まちの魅力を高める公共交通の実現
- 実現目標3** 市民の幸福に貢献する公共交通の実現

移動手段の役割分担・連携の方針	
総合確保方針	本市の公共交通網は、幹線乗合交通を基軸とし、その範囲外をコミュニティ乗合交通、有償パーソナル交通、政策交通が順次補完(役割分担・連携)し、更にこれらを企業送迎・助け合い活動が補うことで市民等の移動を確保します。
確保方針1	移動手段における役割分担と連携による公共交通の確保
確保方針2	広域的なまちづくりと連動した公共交通機能の向上
確保方針3	交通結節点の機能充実による公共交通網の連携円滑化
確保方針4	運行水準・運賃等の適正化による公共交通網全体の機能性の向上

確保方針	各公共交通の運行方針				その他移動機能の運行促進方針
	幹線乗合交通	コミュニティ乗合交通	有償パーソナル交通	政策交通	
確保方針1	市内市街地と市外あるいは市内主要部間を結び、広域公共交通網の基盤としてまちづくり・地域活性化を支える交通。交通事業者と市民・地域・行政と連携し、高・中水準の運行を確保	集落域内及び集落域から市街地を運行し、地域の生活の足となるとともに、幹線乗合交通と接続して広域公共交通を補完する交通。コミュニティ協議会・市・交通事業者が協働し、中・低水準の運行を確保	交通事業者が主体となり、ドア・ツー・ドア等、幹線・コミュニティ乗合交通で対応できない移動を担う交通。行政・地域等との協働により、必要十分な水準の運行を確保	市街地活性化、福祉、観光、教育等の政策目標を実現するための交通。市担当課が主体となり、関係者と連携・協力し運行を確保	企業活動における顧客や従業員の移動確保、社会福祉協議会等の福祉団体・地域における助け合いによる移動確保を促進
確保方針2	豊橋・伊良湖等・鳥羽等交通結節点、市街地・主要施設を結ぶ沿線地域	幹線乗合交通が運行しない地区	市内全域	田原市街地、遠距離通学地域等(市の各施設内容に応じた地域)	企業送迎・助け合い活動
確保方針3	運美線、伊良湖線・支線、伊勢湾フェリー、名鉄海上観光船等	ぐるりんバス	タクシー、福祉有償送迎、貸切バス、レンタカー、レンタサイクル(有償)等	市街地循環バス、スクールバス、レンタサイクル(無償)等	活動しやすいまちづくり、マイカー利用からの転換等
確保方針4	都市部域(広域連携)及びニーズに応じた利便性・有効性の高い運行(ルート・ダイヤ・運賃等)実現	コミュニティ協議会と市の協働による利用ニーズに応じた運行(ルート・ダイヤ・運賃設定等)実現	ニーズに応じたサービス提供・運行、利用しやすさの向上・きっかけづくり	幹線乗合交通・コミュニティ乗合交通との連携・役割分担、公共交通不便地域の移動確保	

公共交通確保の取組方針	
総合取組方針	公共交通によるまちづくりの推進を目指し、市民・地域・事業者・行政等が協働しながら、運行内容・利用環境等の改善による公共交通の利便性・有効性の向上を図ります。市が取りまとめ役となって行政・交通事業者・地域・市民等がそれぞれの役割を分担・連携する協働体制を構築します。
取組方針1	公共交通の有益性・利便性・快適性の向上
取組方針2	中心的利用者の対応充実と新規利用のきっかけづくり
取組方針3	交通DX・GXの推進による利便性の向上及び環境負荷の低減
取組方針4	都市部域・地域活性化・高齢化等のまちづくり施策への貢献
取組方針5	モビリティ・マネジメントの推進
取組方針6	環境にやさしく潤いのあるライフスタイル実現への貢献
取組方針7	公共交通運行収支改善による持続性の向上
取組方針8	行政の公共交通確保経費の費用対効果の向上
取組方針9	市民・行政・事業者等による公共交通確保協働体制の構築
取組方針10	各主体の役割の明確化による総合的な取組・共通課題対応の推進

向上策	内容	期間	主体	移動確保の取組
		令和6年度～令和15年度	市民・地域・事業者・行政等	
向上策① 運行内容・運賃等の改善	<p>ア) 車両・運行設備等の維持管理・改善・更新</p> <p>イ) 駅・バス停留所等の待合・乗降環境の改善</p> <p>ウ) ダイヤ調整・共通乗車券等による乗降円滑化</p> <p>エ) 安全運行確保・接客等顧客サービスの向上</p> <p>オ) 市施策推進のための利用支援・運行協力等</p>	<p>… 鉄道・バス車両、船舶、運行設備(軌道設備・港湾等)の管理・改善(バリアフリー・耐震化等)・更新</p> <p>… 駅待合室、バス停留所上屋・夜間照明、駐輪場・駐輪場、踏切バス等運行に配慮した道路等の整備</p> <p>… 運行ダイヤの調整・統合、各モード共通乗車券・乗継割引等(幹線を中心とした相互利用促進)</p> <p>… 安全運行確保(点検・対策会開催等)、接客等顧客サービス向上(接客研修、乗車券販売体制強化等)</p> <p>… 高齢者・障がい者・高校生・子ども・免許取得者等若者、市街地活性化・観光振興・防災対策等の運行協力</p>	<p>… 高齢者・障がい者・障がい者・障がい者・障がい者</p> <p>… 高齢者・障がい者・障がい者・障がい者</p> <p>… 高齢者・障がい者・障がい者・障がい者</p>	<p>… 事業者・地域等の単独・共同による移動確保のための協議・調整等</p> <p>… 事業者・地域等の単独・共同による移動確保のための協議・調整等</p> <p>… 事業者・地域等の単独・共同による移動確保のための協議・調整等</p>
機能別	<p>カ) 路線・結節点の見直し</p> <p>… 質・量的利便性の高い目的地への直通ルート確保</p> <p>… 維持費削減を目的とした運行モードの検討</p> <p>キ) 運行水準の確保</p> <p>ク) 運賃・回数券・定期券等の充実</p> <p>… 運賃適正化</p>	<p>カ) 運行基準見直し・適正運行</p> <p>… 新設・廃止基準見直し</p> <p>キ) 運行内容の設定・見直し</p> <p>… 市とコミュニティ協議会による路線等の見直し</p> <p>… アmend運行導入型の実施</p> <p>ク) 運賃・回数券・定期券等割引制度の見直し</p>	<p>カ) 需要に応じた配車確保</p> <p>… タクシー・福祉タクシー・福祉有償送迎・レンタカー等の充実</p>	<p>カ) 市街地循環バスの運行</p> <p>… 市街地内各施設を結ぶバス路線確保、乗車100円(1日1回以下無償)</p> <p>キ) 施策に応じた市街地バス運行水準確保</p> <p>… ライフランド巡回バス</p>
向上策② 情報提供・PRの改善	<p>ア) 運行情報の伝達強化</p> <p>イ) 目的に応じた利用・活用情報の提供</p> <p>ウ) 公共交通連携計画・運行状況等の周知</p> <p>エ) イベントによる公共交通利用のPR</p>	<p>… 総合的な運行情報の提供(駅・バス停留所等改善、総合案内案内・地域連携連携等作成、DX及びGXの活用等)</p> <p>… 公共交通を活用した生活情報等の紹介(買い物・通院・運動・通学・観光等の利用情報・活用事例紹介)</p> <p>… 連携計画・運行実績・問題点等の周知・理解と協力の促進(運行実績・問題点等)</p> <p>… PRイベント実施(観光資源との連携、広域化連携、利用促進事業、沿線ハイキング等)</p>	<p>… タクシー連携エリア整備等</p>	<p>… 協働推進と合わせた運行情報の提供(市街地活性化による市街地活性化)</p>
向上策③ 取組を推進する体制の確立	<p>ア) 利用ニーズ・改善点等の把握</p> <p>イ) 地域等による利用促進活動の促進</p> <p>ウ) 公共交通確保体制の構築</p> <p>エ) 国・県等との連携</p>	<p>… アンケート調査等による利用ニーズ・改善点の把握</p> <p>… 利用促進協議会等設置促進、モビリティ・マネジメント推進、交通事業者による観光客等誘客促進</p> <p>… 公共交通確保協議会設置促進、確保等事業実施、広域連携実施の体制構築、公共交通確保協議会に対する行政負担</p> <p>… エリア一括協働型事業者等の支援策の活用等、市単独では対応が困難な事項について、国等への支援依頼等の要請の実施</p>	<p>… コミュニティ協議会・地区自治会のタクシー共同利用促進等</p> <p>… 福祉有償送迎等</p>	<p>… 協働推進と合わせた運行情報の提供</p>
機能別	<p>… 伊良湖支線の利用促進等</p> <p>… 東三河地区による週末小学生50円バス</p> <p>… 整備・運行支援</p>	<p>… コミュニティ協議会の利用促進活動支援</p> <p>… 協働推進と合わせた運行情報の提供</p>	<p>… コミュニティ協議会・地区自治会のタクシー共同利用促進等</p> <p>… 福祉有償送迎等</p>	<p>… 協働推進と合わせた運行情報の提供</p>